

衆議院法務委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 3 月 26 日（火）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・小泉法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）稲田朋美君（自民）、鎌田さゆり君（立憲）、米山隆一君（立憲）、道下大樹君（立憲）、阿部弘樹君（維教）、美延映夫君（維教）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

稲田朋美君（自民）

（1）再審法

- ア 立法事実がある現状を踏まえて再審法を改正すべきとの意見に対する法務大臣の見解
- イ 検察官による抗告に制限を設ける必要性
- ウ 検察官による抗告を運用上慎重に行うことを検討する必要性
- エ 再審請求の適正性や公平性を担保するための手続規定の整備の必要性
- オ 裁判の公平性の観点から再審請求審についても裁判官の除斥及び忌避の規定を設ける必要性

（2）政治資金規正法

- ア 第 25 条及び第 27 条の故意又は重大な過失の対象
- イ 通常の過失に対する第 27 条の適用の有無
- ウ 記載すべき事象を認識していない会計責任者に対する第 25 条又は第 27 条の適用の有無

（3）厳正公平や不偏不党を定める最高検察庁が策定した「検察の理念」に対する法務大臣の見解

鎌田さゆり君（立憲）

（1）旧優生保護法

- ア 一つの命があればひとしく同じ人権が存在しているとの考えに対する法務大臣の認識
- イ 当時の優生思想政策に対する法務大臣の評価
- ウ 総理大臣が被害者と面会し謝罪するよう法務大臣が進言する必要性
- エ 法務大臣が被害者と面会し謝罪する可能性
- オ 係属中の訴訟が終了した場合に法務大臣が被害者と面会する可能性

（2）再審法

- ア 再審法の見直しに向けた政府の議論の進捗状況及び今後の見通し
- イ 「刑事手続に関する協議会」の議事録作成の有無
- ウ 確定判決に関与した裁判官の再審における忌避又は除斥に関する議論の有無
- エ 今後の論点整理で上記ウの議論を行う必要性についての法務大臣の見解
- オ 上記ウの議論が今後の論点に入るか否かの確認
- カ 再審法が 70 年以上改正されていない理由

（3）死刑制度

- ア 内閣府が死刑に関する世論調査を行う時期
- イ 上記アの世論調査に法務省が関与する必要性
- ウ 確定死刑囚の日常生活に関する権利についての政府の認識
- エ 確定死刑囚の処遇改善についての法務大臣の見解

（4）少年法における国選付添人制度

- ア 対象事件を国選弁護人と同様にする必要性
- イ 全ての少年を対象とした国選付添人制度とする必要性

米山隆一君（立憲）

- (1) 認識すべき事実を認識していないことが政治資金規正法第 27 条の重過失に当たり得ることの確認
- (2) 長野刑務所における男性労役場留置者の死亡事案
 - ア 解剖報告書及び診療録を国会に提出できない理由
 - イ 上記アの文書の提出を拒む法的根拠
 - ウ 情報公開法に準じて上記アの文書を提出することの可否
 - エ 情報公開法を理由に上記アの文書を提出しないことの是非
 - オ 死亡した男性の身長、体重、年齢及び当時の摂取カロリー
 - カ 摂取カロリー量が適切であると長野刑務所医師が判断した根拠
 - キ 司法への信頼回復のためにも上記アの文書を提出する必要性についての法務大臣の所見
- (3) 侮辱罪
 - ア 厳罰化後の 2021 年から 2024 年までの侮辱罪の受理件数及び起訴件数
 - イ 発信者情報開示命令申立てに係る新受件数の推移
 - ウ 発信者情報開示命令の申立てから開示までの期間の推移及び長期を要している理由

道下大樹君（立憲）

- (1) 長野刑務所における男性労役場留置者の死亡事案
 - ア 死因と再発防止策の検討状況
 - イ 刑務所及び留置場における医療体制の現状についての法務大臣の認識
- (2) 同性婚
 - ア 法務大臣が法制化を進めるためには国民的なコンセンサスと理解が必要と判断している理由
 - イ 国民的なコンセンサスと理解が得られたと判断する基準
 - ウ パートナーシップ制度を導入する地方公共団体が増加している理由についての法務大臣の認識
 - エ 上記ウの状況が地方公共団体から国への同性婚の法制化の要請であるとの法務大臣の認識の有無
 - オ 政府が同性婚の法制化のために判決の確定を待つこととしている理由
 - カ 同性婚訴訟の原告の思いに対する法務大臣の所感

阿部弘樹君（維教）

- (1) 外国人の土地取得
 - ア 外国人土地法の現実的な運用の可能性
 - イ 重要土地等調査法
 - a 法律の内容
 - b 安全保障上特に問題のある施設がある区域に対する調査の在り方について法改正も含めて検討する必要性
 - ウ 国土利用計画法に基づき対象市町村を指定して土地取得を制限することの可否
- (2) 障害者の年金
 - ア 65 歳になった障害者が老齢年金の受給を申請した場合に受給額が減少することの確認
 - イ 老齢年金の受給額が障害年金の受給額より少なくなった場合における障害年金への再変更の可否
- (3) 死への準備教育
 - ア 刑法における自殺を処罰する規定の有無
 - イ 死への準備教育についての文部科学省の取組状況
 - ウ 末期がんの患者に対する告知の対応の推移

エ 安楽死の是非についての法務大臣の所見

美延映夫君（維教）

再審法

- ア 通常第一審の証拠開示制度の概要及び改正経過
- イ 再審請求手続に証拠開示制度が導入されなかった理由
- ウ 「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」における議論の内容及び今後における証拠開示制度の議論の可能性
- エ 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての根拠及び再審公判におけるその違法性の主張の可否
- オ 再審手続が通常審と異なり職権主義とされた経緯
- カ 再審請求審における手続規定の整備の必要性についての法務大臣の所見

本村伸子君（共産）

- (1) 犯罪被害者等支援弁護士制度
 - ア 事実婚及び同性カップルを支援対象者に含める必要性
 - イ 同性カップルには選択的夫婦別姓及び同性婚のほか上記アの適用もないことの妥当性についての法務大臣の見解
- (2) 選択的夫婦別姓
 - ア 日本経済団体連合会等の経済界からの要請の内容
 - イ 婚姻の際に姓を変更する男女別の件数及び割合
 - ウ 過去10年間の離婚件数
 - エ 離婚後に旧姓に変更することで生じる不利益についての法務大臣の認識
 - オ 父母どちらかと姓が異なる子どもの数
 - カ 子どもの幸せに父母の姓は関係ないことを法務省が周知する必要性
 - キ 人権の観点から選択的夫婦別姓を実現すべきとの意見についての法務大臣の見解